

平成23年8月30日  
村上市財政課契約検査室

## 工事費内訳書の提出に関する注意事項

入札時に工事費内訳書の提出を求める場合において、取り扱いが適正でない例が見受けられることから、今後下記のとおり厳正に取り扱うこととしたのでご留意願います。

### 記

#### 【工事費内訳書の内容等について】

1. 提出する工事費内訳書は、当該工事単抜き設計書の「本工事内訳表」に金額を記載し、表紙及び総括表を添付したものとしてください。  
ただし、当該単抜き設計書の内容（項目）と一致する書式であれば、各社が独自に作成した書式を使用しても差し支えないものとします。
2. 工事費内訳書には、設計書に規定する内容（項目）以外の項目は計上しないでください。  
「値引き」、「調整額」等の項目は計上せず、「値引き」、「調整」後の金額で計上してください。
3. 工事費内訳書の積算額（工事価格）と入札金額は一致するものとします。
4. 一旦提出された工事費内訳書の書き換え、引き換え及び撤回は認めません。
5. 入札時に工事費内訳書の提出がない場合、その入札を無効または失格とします。

#### 【工事費内訳書の審査について】

1. 落札候補者の工事費内訳書が、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効または失格として取り扱う場合があるので注意してください。  
工事費内訳書の全部または一部が提出されていない場合  
工事費内訳書とは無関係な書類である場合  
他の工事の工事費内訳書である場合  
入札公告または指名通知書に示す条件を満たしていない場合  
工事費内訳書の積算額（工事価格）と入札金額が一致していない場合  
その他工事費内訳書の内容が著しく不相当であると認められる場合